

佐賀県環境影響評価条例等 の一部改正(案)について

平成25年3月
佐賀県くらし環境本部環境課

環境影響評価条例等の改正理由

環境影響評価法の改正に伴い、法の改正の趣旨を踏まえ、佐賀県環境影響評価条例の一部改正を行うもの。

条例改正等(案)の概要

- 1 計画段階配慮書手続の導入(条例改正)**
 - ・方法書の作成前に、事業の計画立案段階における環境影響評価(計画段階配慮書手続)を義務化
- 2 インターネット公表の義務化(条例改正)**
 - ・環境影響評価図書(配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査報告書)について、要約書とともに、インターネットによる公表を義務化
- 3 方法書手続の改正(条例改正)**
 - ・方法書に配慮書手続後の検討内容を反映させることを義務化
 - ・要約書の作成を義務化
 - ・説明会の開催を義務化
- 4 風力発電所を対象事業に追加(H25年度中に施行規則改正予定)**
 - ・対象事業として、風力発電所の設置を追加

◎条例案は平成25年2月議会上程、26年4月1日施行予定

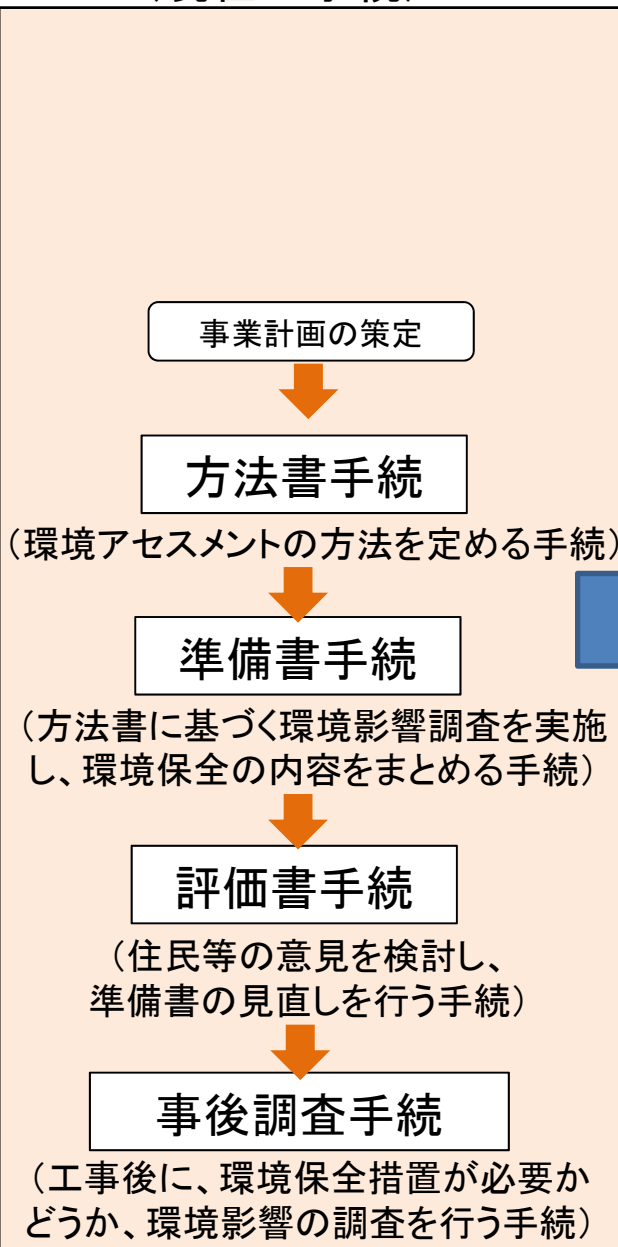
1 計画段階配慮書手続の導入

【導入理由】

事業者が事業の位置・規模等を検討する早期段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果を事業計画に反映させるため。

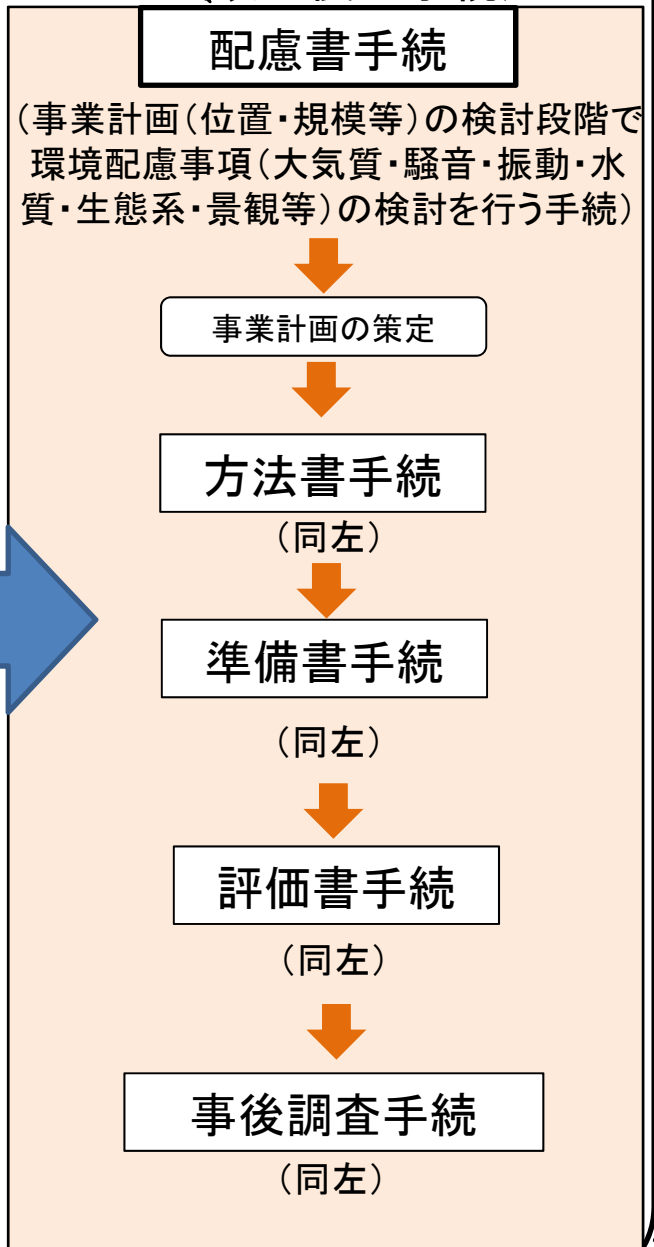
(環境アセスメント手続の流れ)

(現在の手続)



今回
導入

(改正後の手続)

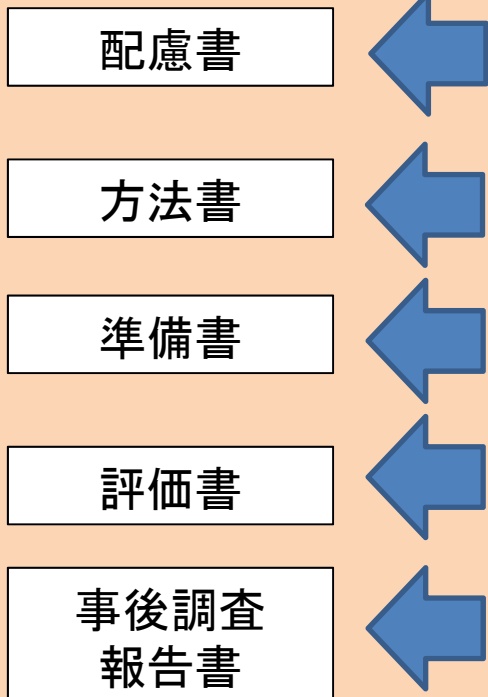


2 インターネット公表の義務化

【改正理由】

現行制度の縦覧手続は、環境影響評価図書の閲覧場所・時間が限られていることから、インターネット公表を義務付けることにより閲覧の利便性を向上させるため。

(改正後の手続)



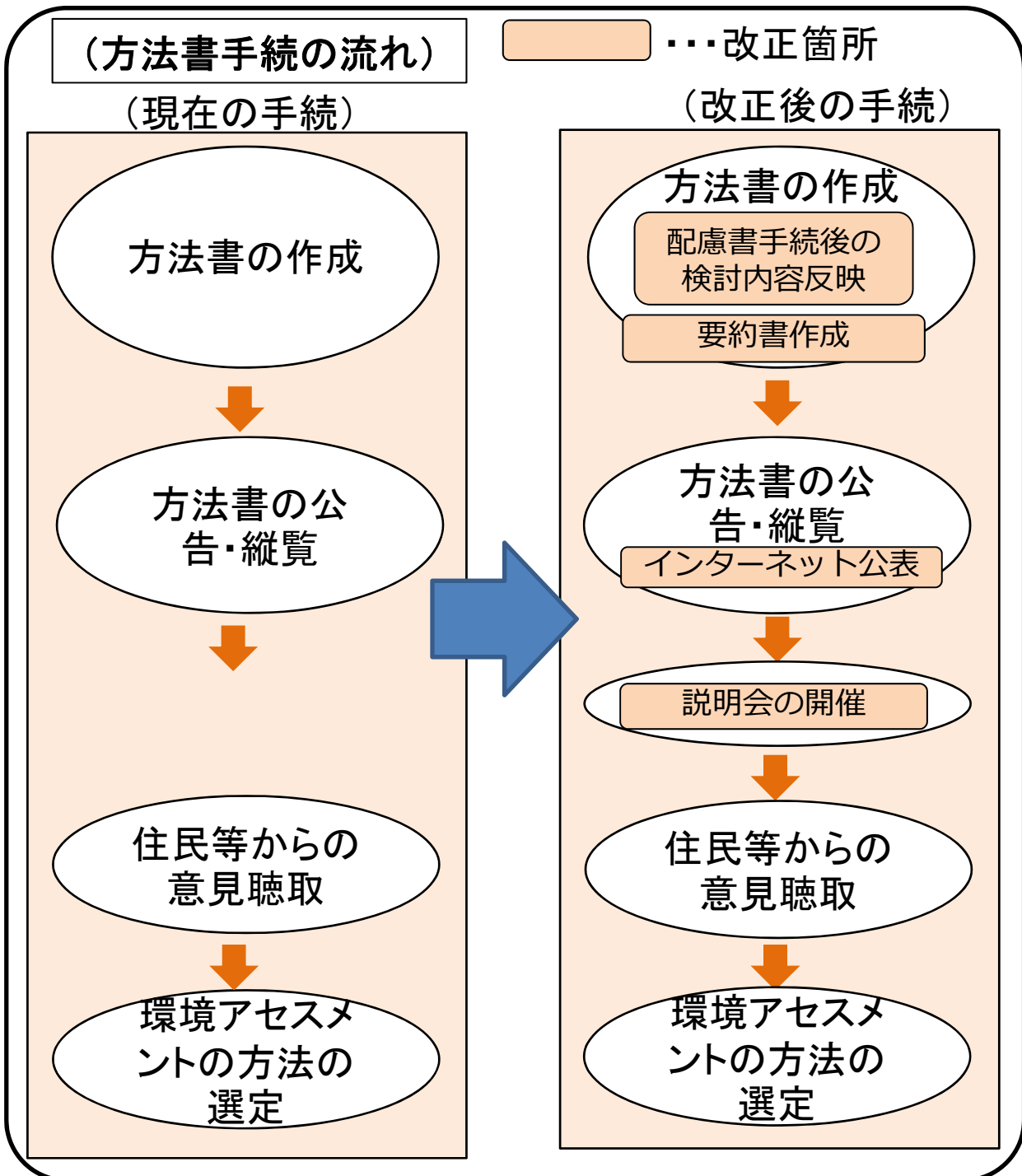
環境影響評価図書(配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査報告書)について、その要約書とともに、インターネットで公表することを義務付ける。

3 方法書手続の改正

【改正理由】

配慮書手続後の検討内容を方法書手続に反映させる必要があるため。

また、方法書は、分量が多く、専門的であるため、要約書の作成と説明会の開催を義務付ける。



4 風力発電所を対象事業に追加

【追加理由】

近年、全国的に風力発電所の設置が増加している中、騒音、バードストライク等の苦情が報告されている。

今後、県内においても、同様の状況が考えられるため。

対象事業となる
発電所の種類

	事業の種類
発電所	水力発電所
	火力発電所
	地熱発電所

(参考)稼働開始年度ごとの苦情状況
(出典:環境省)

○平成元年～平成12年	0% (0/96)
○平成13年	6% (2/35)
○平成14年	15% (6/39)
○平成15年	11% (5/45)
○平成16年	18% (7/39)
○平成17年	19% (6/31)
○平成18年	37% (16/43)
○平成19年	25% (5/20)
○平成20年	50% (5/10)
○平成21年	37% (11/30)
○平成22年	100% (1/1)

風力発電所を追加

※ 平成25年度中に条例施行規則を改正し、風力発電所を対象事業に追加予定。